



環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年5月30日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称) 川崎製造所新工場建設計画」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社日本触媒 川崎製造所 川崎市川崎区千鳥町14番1号 理事製造所長 楽谷 健二
	指定開発行為の名称	(仮称) 川崎製造所新工場建設計画
	指定開発行為の種類	工場又は事業所の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区千鳥町5番43、44
	指定開発行為の目的	工場の建設
	指定開発行為の内容	敷地面積：約15,390m ² 生産の内容：酸化エチレンを原料とした誘導品の製造
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成19年11月 完了予定：平成20年10月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成19年5月30日（水）から 平成19年7月13日（金）まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、大師支所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none">・縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。・提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 <p>【意見書の提出】 提出期限：平成19年7月13日（金） (郵送の場合は、平成19年7月13日消印有効) 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。</p>
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm